

自然学校推進事業実施要綱

(目的)

第1条 学習の場を教室から豊かな自然の中へ移し、児童が人や自然、地域社会とふれ合い、理解を深めるなど、長期宿泊体験を通して、自分で考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を育むなど、「生きる力」を育成することを目的とし、この要綱に、必要な基本事項を定めることにより、自然学校推進事業（以下「自然学校」という。）の円滑な実施と一層の充実を図ることを目的とする。

(実施対象)

第2条 神戸市立小学校（義務教育学校の前期過程を含む。）に在籍する5年生の児童

(実施日数)

第3条 実施日数については、次の各項に定めるところによる。

- 1 実施日数は兵庫県教育委員会事務局が定める「自然学校推進事業実施要項」に準ずる。
- 2 夏休み、冬休み及び春休みの実施はできないものとする。

(実施内容)

第4条 実施内容については、次の各項を踏まえ行うものとする。

- 1 日常生活では味わえない感動体験など、自然学校で指導することにより効果が上がる活動を行う。
- 2 施設に宿泊し、周辺の自然についての学習や地域とのかかわりのある活動を行う。
- 3 活動内容は、児童や学校の実態に応じて創意工夫し行う。

(利用施設)

第5条 実施校の活動計画に基づき、それに適した県内の施設を選定するものとするが、できる限り公立の施設を利用し、プログラム等の充実を優先すること。

(事業推進嘱託員等)

第6条 自然学校の効果的な実施を図るため、必要に応じ教員の外に、体験活動の指導に当たる指導補助員及び児童の傷病に即応するための救護員を置くものとする。

(計画・立案)

第7条 計画・立案については、次の各項の視点に留意しながら、児童の側に立った活動を行い、充実を図ること。

- 1 計画にあたっては、児童の参画のもと、興味・関心を重視したプログラムにするなど、子供たちが主体的に活動できるようにすること。
- 2 一つの活動に取り組むなど、ゆとりのあるプログラムとし、深まり、発展性、試行

- 錯誤などを大切に活動活動を重視し、過密なプログラムを組まないようにすること。
- 3 共同生活、地域とのふれあいを通して児童の人間関係を豊かにするとともに、自己を見つめ生き方を考えるきっかけとなるよう配慮すること。
 - 4 自然とふれあう活動を中心にすえ自然への認識を広め、深めるとともに命あるものを身近に感じ、大切にすることを育てるプログラムとすること。
 - 5 自然学校で身につけたことが、学校や家庭、地域社会での生活に生かされるようプログラム内容を考えること。
 - 6 自然学校のねらいや活動内容について、保護者の理解を得る工夫をするとともに、自然学校を契機に子供の生活習慣の育成や社会的な自立等について連携を深めること。

(引率教職員数及び勤務)

第8条 引率教職員の人数、勤務については、次の各項に定めるところによる。

- 1 引率教職員は、概ねクラス数（特別支援学級を含む）×（1人～1.5人）＋引率責任者とする。
- 2 教員が引率指導業務に従事する期間は、原則として2泊3日までとする。また、特別な家庭事情、妊産婦等の事情のある教員については、日帰りも含めて弾力的に対処することとする。
- 3 2泊3日の引率指導業務において、勤務時間の割振りにより正規の勤務時間を延長する時間については、割振り変更の単位期間内において勤務時間を短縮するものとする。
- 4 実施期間中に週休日（土曜・日曜）が含まれる場合は、週休日の振替を取得するものとする。また、実施期間中に休日（祝日等）が含まれる場合は、休日の代休を取得することができるものとする。

(経費)

第9条 自然学校に要する経費の負担区分については、次の各項に定めるところによる。

- 1 保護者の負担とする経費は、食事代及び個人の所有に帰する教材費等とする。
- 2 技術指導謝金、指導補助員等謝金、交通費、活動運営費については、公費負担とする。
- 3 各学校における自然学校の基準となる経費については、自然学校実施要綱事務手続に掲げる基準経費のとおりとし、その基準経費を超えて執行してはならないものとする。

(事務手続)

第10条 自然学校実施に伴う事務手続については、神戸市立学校財務事務取扱要綱を準拠し、次の各項に定めるところによる。

- 1 予算の配分を受けようとする学校長は、「自然学校推進事業活動計画書」をその

指定する期日までに学校教育課へ提出しなければならない。

- 2 自然学校を実施しようとする学校長は、「自然学校実施計画書」（様式第1-2号）を含む行事開催施行決議書兼経費支出決議書を、実施の4週間前までに学校教育課へ提出し、合議を経なければならない。ただし、特別な事由により上記期限までの提出が困難である場合は、提出期限について協議するものとする。
- 3 予算の執行をしようとする学校長は、支出決定兼支出命令書を学校教育課へ提出し、合議を経なければならない。
- 4 自然学校終了後、学校長は「自然学校経費の変更について（伺）」（様式第1-3号）を学校教育課へ提出し、実施内容及び経費の執行に関する報告をしなければならない。

（要保護及び準要保護児童の扶助費）

第11条 自然学校に参加した、要保護及び準要保護児童の経費については、次の各項に定めるところによる。

- 1 要保護及び準要保護児童の第9条第1項に定める保護者の負担となる経費については、公費負担とする。
- 2 前項における要保護児童とは、自然学校の実施日に神戸市就学援助規則第2条第1号の事由により就学援助の認定を受けている者の児童とする。
- 3 第1項における準要保護児童とは、自然学校の実施日に神戸市就学援助規則第2条第2号から第4号のいずれかの事由により就学援助の認定を受けている者の児童とする。
- 4 要保護児童の自然学校に要した経費の扶助費を受けようとする者が在籍する学校長は、自然学校終了後、「教育扶助費請求書」により、当該児童の所在地を管轄する福祉事務所長に請求しなければならない。
- 5 準要保護児童の自然学校に要した経費の扶助費を受けようとする者が在籍する学校長は、自然学校終了後、「自然学校推進事業準要保護（就学援助）児童参加費の扶助費支給申請書」により、神戸市教育委員会に請求しなければならない。
- 6 第5項に定める扶助費の受領は準要保護児童の保護者が行う。ただし、保護者が学校徴収金を滞納している場合や保護者から希望のある場合は、受領について学校長に委任する。

（教職員の旅費）

第12条 自然学校に帯同した教職員の宿泊費、旅行諸費等は神戸市教育委員会に申請を行い、支給される経費で支出するものとする。

（雑則）

第13条 自然学校に関する詳細な事務手続きは、別に定める「自然学校推進事業実施

事務手続」によるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。